

新型コロナウイルス感染時の休業について

新型コロナウイルス感染時に休業する場合の給付について、簡単にご紹介します。（厚労省資料抜粋）

<業務上で感染した場合>

業務上で感染した場合は、労災扱いとなりますので療養補償給付・休業補償給付等の給付の対象になります。

詳細については、以下のとおりです。（通達）

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、必要に応じて医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

(2) 国外の場合

ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

イ 海外派遣特別加入者

海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

<業務外で感染した場合>

業務外で感染した場合は、健康保険で療養費及び傷病手当金の給付の対象になります。なお、療養費（入院や治療費用）については、国の指定感染症になっておりますので自己負担はありません。（一定の所得がある場合、最大月額2万円の自己負担あり）

<その他>

自己選択によってかかった費用（パジャマ・リネン代・アメニティ代・差額ベッド代等）については自己負担になります。この費用については、各医療機関・宿泊施設ごとに異なるようです。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

